

オーストラリアのまつ毛エクステサロンで ワーキングホリデーを使って働いてみたい方へ

現在オーストラリア現地の2企業様より、日本人のまつ毛エクステサロンワーク経験者を対象に求人のございます。

※オーストラリアのサロンはマリーラッシュラッシュとは全く別会社となります。
オーストラリアでは美容師免許は必要ではないのでワーキングホリデー VISA
さえ取得すればすぐに働くことができます!!

● 条件 ●

1. 基本的な英会話ができる方
2. まつ毛エクステサロンワーク経験者
3. ワーキングホリデーを自分で申請し取得できた方

ワーキングホリデーの目的とはワーキングホリデービザは18歳から30歳までの協定締結国の国民に対し、12ヶ月間オーストラリアで休暇の機会と、その資金を補うための一時的な就労の機会を与える制度です。

重要:申請日に18歳以上で31歳になっていない事。

【ビザの条件】

- ◎最高12ヶ月まで滞在可能 ◎ビザ有効期限内は出入国が何度も可能 ◎1雇用主のもとで最高6ヶ月就労可能
- ◎就学またはトレーニングが最高4ヶ月まで可能

【一般条件】

- ◎申請日・ビザ発給日ともにオーストラリア国外にいること。 ◎ワーキングホリデービザで以前に入国したことがないこと。
- ◎申請日に18歳以上31歳になっていないこと。 ◎オーストラリアに12ヶ月以上滞在する意思がないこと。
- ◎扶養する子供が同行しないこと。 ◎オーストラリアとワーキングホリデープログラム協定締結国のパスポートを保持していること。

【健康診断】

すべての申請者は健康上の基準を満たす必要があり、状況に応じて健康診断が必要となります。

健康診断はビザ審査が判断される以前に受診しなくてはなりません。健康診断費は申請料金に含まれておりません。

【人物審査】

ビザを発給する条件として人物審査の基準をみたしていなければなりません。

【資金証明】

滞在費として十分な資金を保有していることが条件です。原則として5000豪ドルを十分な資金とみなしています。しかし、個々の滞在期間にもよるため、帰国や出国の為の航空券または航空券を購入する資金は用意すべきです。場合によって、資金証明を要求されることがあります。

【滞在の延長について】

2回目のワーキングホリデービザを申請するためには、1回目のワーキングホリデービザにて滞在中、オーストラリア地方地域内にて3ヶ月間季節労働に従事した証明が必要です。

2回目のワーキングホリデービザ

2005年度11月1日より、以前にワーキング・ホリデービザでオーストラリアに滞在中、3ヵ月以上オーストラリアの地方地域にて季節労働に従事した人であれば、2度目のワーキング・ホリデービザを申請することができるようになりました。

ご希望の方は書類選考をさせていただきますので、下記の内容を1つのメールにまとめてお送りください。

送付先:marie@kunii.asia / 件名:【オーストラリア求人の応募】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1. 写真付きの履歴書 | 8. サロンでの役職 |
| 2. エクステを習ったスクール名 (サロン名) | (リーダーなどあれば仕事内容の詳細) |
| 3. エクステを習い始めた年月 | 9. オーストラリアで働きたい理由 |
| 4. シングルエクステ、ボリュームラッシュどちらができるか | 10. 自己PR |
| 5. ボリュームラッシュを習ったスクール名 (サロン名) | 11. ご自身の英語能力について |
| 6. ボリュームラッシュを習い始めた年月 | 12. いつからオーストラリアに行きたいかのご希望 |
| 7. サロン勤続年数 | 13. エクステの作品画像 (なるべく多く) |

書類選考で合格された方は面接となります。

マリーラッシュラッシュのスタッフとの面接、技術チェックなど必要に応じて行います。

その後、現地サロンの人事担当スタッフと電話面接があります。

現地採用後、オーストラリアのサロンで研修がありますが、基本的な技術や英語の準備を日本国内で行うことも可能です。その場合は別途費用が発生いたします。

株式会社 國井
東京都板橋区板橋 2-28-8 コーシンビル 2F

03-5248-0923 marie@kunii.asia
採用担当までご連絡ください。
皆様からのご応募を心よりお待ちしております。